

○総務省令第百一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十九日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の三第一項中「十二・四四GHzを超え十二・七五GHz以下」を「十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。）

(2) 周波数変調（(1)に掲げるものを除く。）、位相変調（デジタル変調方式のものに限る。）、直交振

幅変調、振幅位相変調、スペクトル拡散方式、直交周波数分割多重方式その他のデジタル変調方式  
 第五十四条の三第一項第四号の表を次のように改める。

<p>主輻射の方向からの離角 (<math>\theta</math>)</p>	<p>最大輻射電力(一ワットを〇デシベルとする。)</p>
<p>二・五度以上七度未満</p>	<p>次に掲げる式による値以下</p> $33 - 25 \log_{10} \theta - 10 \log_{10} N \text{ デシベル}$ <p>Nは、次のとおりとする。以下この表において同じ。</p> <p>(1) スペクトル拡散方式又は伝送信号重畳キャンセル技術を用いる場合は、Nは同時に送信することができる地球局がすべて送信した場合の任意の単位帯域幅における電力の最大値と一の地球局が送信した場合の当該単位帯域幅における電力の最大値の比とする。</p> <p>(2) スペクトル拡散方式又は伝送信号重畳キャンセル技術を用いない場合は、N=1とする。</p>

七度以上九・二度未満	次に掲げる式による値以下 $12 - 10 \log_{10} N$ デシベル
九・二度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $36 - 25 \log_{10} \theta - 10 \log_{10} N$ デシベル
四八度以上一八〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-6 - 10 \log_{10} N$ デシベル

第五十四条の三第一項に次の一号を加える。

七 十二・二GHzを超え十二・四四GHz以下の周波数の電波を受信するものである場合は、その受信する電波の周波数の制御を行う地球局が、その制御により受信周波数を変更することができるものであること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。